

財団法人 日本レクリエーション協会寄付行為

昭和 22 年 10 月 27 日 規約制定
昭和 23 年 3 月 9 日 寄付行為制定
昭和 28 年 3 月 21 日 変更認可
昭和 35 年 9 月 24 日 変更認可
昭和 40 年 6 月 22 日 変更認可
昭和 41 年 7 月 27 日 変更認可
昭和 58 年 8 月 4 日 変更認可
平成 2 年 9 月 11 日 変更認可
平成 3 年 4 月 9 日 変更認可
平成 5 年 9 月 28 日 変更認可
平成 6 年 7 月 11 日 変更認可
平成 13 年 1 月 6 日 変更

第 1 章 総 則

第 1 条 この法人は、財団法人日本レクリエーション協会（英語では National Recreation Association of Japan 略して NRAJ）という。

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区三崎町 2 丁目 20 番 7 号におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 この法人は、国民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興及びレクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行うとともに、レクリエーションに関する国際交流の推進を図り、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に資することを目的とする。

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの総合的な普及振興を図ること。
- (2) 加盟団体の組織の強化及び発展のための支援と相互の連絡協調を図ること。
- (3) レクリエーションに関する諸団体との連携を図ること。
- (4) レクリエーションに関する全国大会を開催すること。
- (5) レクリエーションに関する国際的事業の実施及び交流等を行うこと。
- (6) レクリエーションに関する指導者を養成し、その資格を認定すること。
- (7) レクリエーションに関する調査研究をすること。
- (8) レクリエーションに関する施設、資材及び用具の調査、研究及び開発をすること。
- (9) レクリエーションに関する広報及び啓発を行うこと。
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章の 2 加盟団体及び加盟並びに脱退

第 4 条の 2 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とすることができる。

- (1) 各都道府県におけるレクリエーションを総合的に統轄する団体
- (2) 日本における種目ごとのレクリエーション団体
- (3) その他レクリエーションに関係ある団体

第4条の3 この法人は、前条に規定する団体が加盟団体となることを会長に申し出たときは、理事会の現在数の過半数の同意を経て、これを加盟させることができる。

第4条の4 この法人は、加盟団体が脱退の理由を付して脱退届を提出したときは、理事会の現在数の過半数の同意を経て、その脱退を認めることができる。

2. この法人は、加盟団体が第4条の2に掲げる資格を失ったとき、これを脱退させることができる。

第4条の5 前3条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

2. 加盟団体は、前項により定められた事項に従わなければならない。

第 3 章 資産及び会計

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、解散した財団法人日本厚生協会の寄付にかかる別紙の財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 加盟団体の負担金
- (5) 寄付金品
- (6) 会 費
- (7) 補 助 金
- (8) その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄付金の金品であって、寄付者のあるものは、その指定に従う。

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

第8条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない事由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限

り処分し、又は担保に供することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届けなければならない。

第11条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は第12条の2の基金もしくは積立金に繰り入れ、あるいは翌年度に繰

り越すものとする。

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。予算内の支出をするため、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金以外の借入金についても同様である。

第12条の2 この法人は、理事会の議決を経て、特別の目的のためにする基金又は積立金を設けることができる。

2. 前項の基金又は積立金の目的並びに積立管理及び処分の方法は、各基金又は積立金ごとに、理事会の議決を経て、特別会計とする。
3. この条の基金又は積立金は、特別会計とする。

第12条の3 この法人は、前条に規定する特別会計のほか、理事会の議決を経て、必要に応じ特別会計を設けることができる。

2. 特別会計収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その処分を決定する。

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条の2 加盟団体は、別に定める負担金を毎年度納入する。

第4章 役員及び評議員等

第14条 この法人には、次の役員をおく。

理事 30名以上 40名以内

(うち会長1名 副会長若干名 専務理事2名 常務理事若干名)

監事 2名以上 3名以内

第15条 会長は、理事会で互選する。

2. 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

第16条 副会長は、理事会で互選し、会長がこれを委嘱する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名された副会長が、その職を代行する。

第17条 専務理事は、理事会で互選し、会長がこれを委嘱する。

2. 専務理事は、会長、副会長を補佐し理事会の議決に基づき日常の業務を掌理する。

第18条 常務理事は、理事会で互選し、会長がこれを委嘱する。

2. 常務理事は、この法人の常務を執行する。

第19条 理事は、評議員会の議決を経て選出し、会長がこれを委嘱する。

2. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

第20条 監事は、評議員会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

2. 監事は、民法第59条の職務を行う。

第21条 この法人の役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により専任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
4. 役員が次の一に該当するときは、その任期中であっても、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の同意を経て、会長がこれを解任することができる。

(1)心身の故障のため、執行に堪えないと認められたとき。

(2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第22条 この法人に、評議員若干名をおく。

2. 評議員は、各加盟団体から各々1名あてを、学識経験者から15名以内をそれぞれ理事会の議決を経て選出し、会長がこれを委嘱する。

3. 前項の規定によって選任された評議員が会長、副会長、理事又は監事に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合、前項の規定によって選任された評議員の後任者は、その者を選任した加盟団体が選任する。
 4. 評議員には、前条の規定を準用する、この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
- 第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を審議決定するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。
- 第24条 この法人は、必要により理事会の議決を経て、総裁1名、名誉総裁1名、顧問及び参与若干名をおくことができる。
2. 総裁は、この法人を統裁する。
 3. 名誉総裁は、必要に応じ総裁に助言することができる。
 4. 顧問は、会長の諮問に答える。
 5. 参与は、この法人の事業に参加する。
- 第25条 この法人は、事業遂行上必要あるときは、専門委員、幹事並びに講師その他必要な職をおくことができる。
2. 専門委員会、幹事会並びに講師団に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 第26条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。
2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 第27条 役員、専門委員、幹事並びに講師は、有給とすることができる。

第 5 章 会 議

- 第28条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は、その請求のあった日から3週間以内に、臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は、会長とする。
- 第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ開くことはできない。ただし、当該議事につき書面をもって意思を表示したものと及び他の出席者に委任したものは、あらかじめ通知のあった事項について、これを出席とみなす。
2. 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに従う。
- 第30条 理事会において、次に掲げる事項については、あらかじめ評議員の意見を聞かなければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 不動産の買入れ、基本財産の処分及び担保提供についての事項
 - (4) その他この法人の義務に関する重要事項で会長において必要と認めた事項
- 第31条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で組織する。
2. 会長は、必要により理事の内から指名するものを、常任理事会に出席させることができる。
 3. 常任理事会は、必要により会長が招集する。
 4. 常任理事会の議長は、会長とする。
 5. 常任理事会は、理事会から委任された事項を審議する。
- 第32条 評議員会は、毎年1回会長が招集する。ただし、評議員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは評議員会を招集しなければならない。
2. 会議の議長は、会長とする。
 3. 第29条は、評議員会にこれを準用する。この場合同条中「理事」及び「理事会」とあるのは「評

議員」及び「評議員会」と読み替えるものとする。

第33条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名捺印のうえこれを保存する。

第 6 章 会員及び会費

第34条 この法人は、この法人の趣旨に賛同し、別に定める会費を納入して事業を援助する次のものを会員とする。

- (1) 個人会員
レクリエーションについて知識経験を有する者
- (2) 協力会員
レクリエーションに関する事業を行うもの
- (3) 賛助会員
その他この法人の趣旨に賛同するもの

第35条 前条の規定により会員になろうとするものは、会費を添えて所定の入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第36条 削除

第37条 会員は、次の事由によってその資格を失う。

- (1) 脱 退
- (2) 禁治産もしくは準禁治産の宣告又は団体の解散
- (3) 死亡、又は法人の解散
- (4) 除 名

2. 会員で脱退しようとするものは、事由を付して脱退届を会長に提出しなければならない。

第38条 会員が次の各号の一に該当する時は、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 連続2年以上会費を滞納したとき。
- (2) この法人の会員としての義務を違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。

第39条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第 6 章の2 レクリエーションに関する研究所の設置

第39条の2 余暇生活及びレクリエーションに関する調査研究を行うため、この法人の付属機関としてレクリエーションに関する研究所(以下「研究所」という。)を設置することができる。

2. 研究所の組織及び運営に関する事項その他必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 7 章 寄付行為の変更並びに解散

第40条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

第41条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第42条 この解散に伴う残余財産は理事現在数及び評議員現在数各々3分の2以上の同意を経、か

つ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

第 8 章 補 則

第 42 条の 2 この法人の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに変わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第 1 号から第 4 号までの書類及び同項第 6 号の書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号から第 9 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

第 43 条 この寄付行為についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則 1

1. この変更は、平成 5 年 9 月 28 日から施行する。
2. 変更前の第 22 条の規定により選出された評議員の変更後の取扱いについては、理事会の議決を経て、別に定める。
3. 変更前の第 34 条に規定する会員の変更後の取扱いについては、理事会の議決を経て、別に定める。

付 則 2

1. この変更は、省庁再編に伴い、平成 13 年 1 月 6 日より施行する。